

**広島市新中央市場の建設に係る事業者選定支援業務に係る
公募型プロポーザル手続開始の公示**

令和3年4月14日

次のとおり提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 業務概要

(1) 業務名

広島市新中央市場の建設に係る事業者選定支援業務

(2) 業務内容

別紙「広島市新中央市場の建設に係る事業者選定支援業務基本仕様書」のとおりに

(3) 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

(4) 業務費

本業務に係る費用は49,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 受託候補者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、「広島市新中央市場の建設に係る事業者選定支援業務公募型プロポーザル説明書」（以下「プロポーザル説明書」という）による。

3 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 再委託する場合の再委託予定事業者についても、応募者に準じ、上記(1)～(3)の条件を全て満たしていること。

4 プロポーザル説明書等の交付方法

プロポーザル説明書等は、広島市のホームページ(<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和3年度」からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合を含む。）は、次により交付する。

(1) 交付期間

公示日から令和3年5月6日（木）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 交付場所

後記9の担当部署

5 応募資格確認申請書の提出

(1) 提出期間

公示日から令和3年4月20日（火）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年9月26日条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出先

後記9の担当部署

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(4) 応募資格確認結果の通知

応募資格確認結果は、応募資格確認申請書提出者に対して審査終了後、速やかに書面にて通知する。

6 応募申込書及び提案書の提出

(1) 提出期間

応募資格確認結果の通知日から令和3年5月6日（木）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出先

後記9の担当部署

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

7 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

ア 受付期間 公示日から令和3年4月20日（火）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 受付場所 後記9の担当部署

ウ 受付方法 質問書（様式5）に記入の上、電子メールで提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、質問を受けた日の翌開庁日以後に、本市のホームページにおいて公表する。

8 審査方法

(1) 審査

広島市新中央市場の建設に係る事業者選定支援業務プロポーザル審査委員会が行う。

(2) 受託候補者特定基準

プロポーザル説明書による。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に対して審査終了後、速やかに書面にて通知する。

9 担当部署

〒733-0832 広島市西区草津港一丁目8番1号（中央市場管理棟2階）

広島市経済観光局中央卸売市場中央市場

Tel 082-279-2411 Fax 082-279-2431

Eメール chuoshijo@city.hiroshima.lg.jp

10 その他

(1) 本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規程を遵守しなければならない。

(2) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(3) 本業務の受託者（再委託事業者を含む。）は、今後本市が発注を予定している、広島市新中央市場の建設に係る事業の入札に参加することはできない。ただし、当該事業について発注者を支援する業務（CM業務等）についてはこの限りではない。

(4) その他詳細は、プロポーザル説明書による。